

プロバイダ責任制限法（平成13年11月22日成立、平成14年5月27日施行）

背景

インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、インターネットへの接続サービス等を提供するプロバイダ等は、次のように、**被権利侵害者と発信者の双方から法的責任を問われるおそれがある。**

プロバイダ等の損害賠償責任の可能性

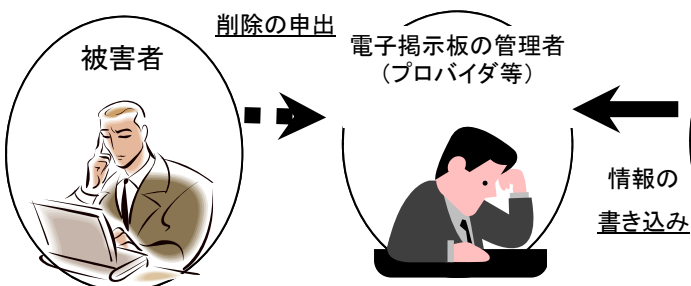
① 他人の権利を侵害する情報を放置	→	被権利侵害者から損害賠償請求の可能性
② 実際は権利を侵害していない情報を削除	→	発信者から損害賠償請求の可能性

➡ プロバイダ等において「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮した適切な対応が促進されることが必要。

プロバイダ責任制限法

（なお、同法の運用につき、民間の協議会が作成した、プライバシー・名誉毀損、著作権、商標権、発信者情報開示請求に関する各ガイドラインあり）

プロバイダ等の免責要件の明確化（法第3条）



被害者に対する責任

第3条第1項

- ① 権利が侵害されているのを知っていたとき 又は
- ② これを知りえたと認めらるに足る相当の理由があるとき 以外は免責

プロバイダ等
による対応

削除せず

削除



発信者に対する責任

第3条第2項

- ① 権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき 又は
- ② 発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に反論がない 場合には免責

発信者情報開示請求（法第4条）

